

2020年3月6日

大阪府知事
吉村 洋文 様

大阪府職員労働組合
執行委員長 小松 康



府職労2020年度重点要求書

【1】 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。なお、労働条件等の変更にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。

【2】 賃金に関する要求

- ① 府職員・再任用職員・非常勤職員・府関係職員の賃金水準を大幅に上げるとともに、行政職2級・3級の最高号給滞留を解消すること。
- ② 年度途中に採用される職員に対し、採用日にかかわらず実費交通費を支給すること。
- ③ 相対評価結果の給与反映を直ちに中止すること。
- ④ 主査級の任用制度を改善するなど、一定年数経験を積んだ職員が十分に能力を発揮し、安心して職務に専念できる労働条件を整備すること。

【3】 長時間労働の解消等に関する要求

- ① すべての不払い残業（サービス残業・持ち帰り残業等）を根絶すること。そのために「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日、厚生労働省）」にもとづく労働時間管理を徹底すること。
- ② 時間外勤務年間360時間の上限規制を厳守すること。そのために必要な労働条件を整備すること。

【4】 職場環境の改善等に関する要求

- ① 2025大阪万博の準備等を理由にした他部署の職員の削減や任期付職員の導入等を行わず、必要な職員は増員し対応するなど、労働条件を整備すること。
- ② 年度途中の欠員を直ちに解消するなど、長時間過密労働を生じさせないよう必要な措置を講ずること。
- ③ すべての職員が昼休みを完全に取得できるよう労働条件を整備すること。
- ④ 夜勤や交替制勤務職場において職員が「ワンオペ」状態とならないよう労働条件を改善すること。

【5】 休暇制度等に関する要求

- ① 非常勤職員の特別休暇を正規職員と同様の取り扱いにすること。
- ② 年次休暇の取得率を引き上げるため、休暇取得しやすい職場環境をつくること。
- ③ 産前産後休暇や育児休業、介護休暇など長期欠勤・休職の代替措置は、年度途中であっても正規職員を配置するなど、職場環境を改善すること。
- ④ 病気やケガのため療養するという制度の主旨を踏まえ、診断書の提出等の厳しい運用

を見直すなど病気休暇を改善すること。

- ⑤ 育児部分休業、子育て部分休暇、介護時間等について、年次休暇との併用を可能とすること。

【6】災害時等の労働条件に関する要求

- ① 災害発生時に、住民の安全・安心の確保するために、必要な予算と職員を増やすなど、労働条件を改善すること。また、職員が十分に力を発揮できるようマニュアルの整備と周知徹底、定期的な訓練の実施など、労働条件を整備すること。
- ② 災害時に交通手段が遮断され、迂回ルートや交通用具を利用した場合は、交通費を実費負担するとともに、公務災害等の対象とすること。
- ③ 職員が帰宅難民となることがないように現場の状況に応じて「危険回避・交通途絶回避のための特別休暇」を運用すること。また、非常勤職員も対象とすること。
- ④ 防災拠点とならず、職員を危険に晒す咲洲庁舎から撤退し、大手前に集約庁舎を建設するなど、職場環境の改善を図ること。
- ⑤ 老朽化した庁舎や執務室の耐震対策など安全衛生の向上を図るとともに、災害時にも迅速に対応できるよう自主電源の確保、簡易トイレの整備、男女別の仮眠スペース（寝具等）の整備など、職場環境の改善を図ること。
- ⑥ 災害時に通勤困難となる職場や長時間にわたって公共交通機関が途絶している職場は、自動車通勤を認めること。

【7】福利厚生事業および労働安全衛生等に関する要求

- ① 希望者全員が人間ドックを受診できるよう枠の拡大を図るとともに、本人の費用負担を軽減すること。
- ② 非常勤職員を含め50名以上の職場において安全衛生委員会を毎月開催するよう周知徹底すること。また、50名未満の事業所においても安全衛生委員会を確立するなど、労働安全対策を抜本的に強化すること。
- ③ 実効あるメンタルヘルス対策に向けて、精神疾患による休職者の「職場復帰支援プログラム」に基づき、本人の状態など十分考慮して柔軟に対応すること。管理職のメンタルヘルスに関する研修の充実、リハビリ出勤の制度化など、労働条件改善のため必要な措置を講ずること。
- ④ ストレスチェックの集団分析結果を、安全衛生委員会などで示し、職場環境改善に生かせるようにすること。

【8】執務環境等に関する要求

- ① 職員が健康で快適に仕事ができるよう柔軟な冷暖房運転を行うこと。また、冷房の運転基準において「外気の取入れ」を条件にする場合は、網戸の設置を徹底すること。
- ② すべての職場（建物ごと）に男女別休養室を設置すること。
- ③ すべての職場の空調設備や給湯施設等の老朽化点検と計画的な設備改修・更新を実施するとともに、冷蔵庫と電子レンジを設置すること。
- ④ 本庁舎のすべての建物とすべての府民センターに食堂を設置するとともに、内容の充実を図ること。

府職労の基本要求と要望

【1】賃金に関する要求

- ① これまでの給与制度改悪や賃金抑制・カットなどによって引下げた賃金水準を回復すること。
- ② 人事評価制度の目的につながらず、職員のモチベーションを低下させる相対評価は直ちに中止すべきである。また、評価結果の賃金リンクは直ちに中止すること。
- ③ オンコール手当の新設など、業務や職場の実態に応じた特殊勤務手当を支給・拡充すること。廃止した特殊勤務手当を元に戻すとともに、税務手当や放射線取扱手当、子ども家庭センター職員に支給される諸手当を調整額に移行すること。
- ④ 一時金の職務段階別加算を廃止し、すべての職員に一律加算すること。
- ⑤ 育児休業、介護休業手当金は取得期間の全期間を当局責任で保障すること。
- ⑥ 現業職員の初任給と昇格基準を改善するとともに、行政職給料表を適用すること。
- ⑦ 非常勤職員の継続雇用や賃金引上げなど、非正規職員の労働条件を改善し、均等待遇を図ること。また、予算を理由にした勤務時間削減など、実質賃金を低下させないこと。
- ⑧ 専門職（少数職種を含む）における主査・課長補佐級の任用制度を改善するなど、職員が働きがいを持って十分に能力を発揮し、安心して職務に専念できる労働条件を整備すること。
- ⑨ 「雇用と年金の接続」を原則とし、再任用職員の専門的知識と経験の蓄積に見合う賃金引き上げ、扶養手当や住居手当の支給など待遇改善を図ること。

【2】労働時間短縮等に関する要求

- ① 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とすること。
- ② 府民サービスの低下や職場に混乱を持ち込み、時間外勤務の増加につながる「二部勤務制」を中止するなど、時間外勤務・恒常的残業の解消を図ること。
- ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日、厚生労働省）」を遵守し、職場での周知徹底を図ること。時間外勤務は、原則として一日2時間、一週5時間、年間120時間の上限規制とすること。当面は、当局が設定した年間360時間の上限規制を厳守すること。
- ④ 通勤時間は1時間以内とし、人事異動の内示は一週間前に行い、本人希望や保育要件、本人や家族の健康状態への配慮、昇任を理由にした遠距離通勤を強制しないなど、労働条件の整備を図ること。

【3】働きやすい職場環境の改善等に関する要求

- ① 職員が健康で安心して働き、府民サービスを向上させるため、業務量や職場実態に見合う必要な人員増と定数配置を行うなど、労働条件改善のため必要な措置を講ずること。
- ② 障がいのある職員が働き続けられるように業務アシスタントを配置するなど、職場環境を改善すること。
- ③ 短時間勤務制度は、本人の選択権を保障するとともに、代替措置を行うなど、職場環境改善のため必要な措置を講ずること。また、短時間勤務制度取得中の異動や勤務成績評価での差別などの不利益取り扱い、任期付職員導入など、労働条件を悪化させないこと。
- ④ 現業職員がやるべき必要な業務は府直営とすること。民間委託をやめ、府民サービス

向上と安心して働き続けることができる職場環境を整備すること。

- ⑤ 被服貸与については、作業実態に見合う安全なものとし、機能性と動きやすいものに改善すること。また、業務の必要性に応じて、防寒服を貸与すること。新規採用職員への業務に必要な被服は、配属後すみやかに貸与すること。また、非常勤職員も含め貸与対象を拡大すること。

【4】休暇制度等に関する要求

- ① 2010年4月の特別休暇の見直しで廃止された特別休暇を復元すること。子どもの看護休暇をはじめ母性保護や育児や看護等の特別休暇を拡充すること。非常勤職員の特別休暇は正規職員と平等扱いにし、改善・拡充を行うこと。
- ② 年次休暇の完全取得や母性保護を守る生理休暇などについて、職場で制度の趣旨をふまえて周知徹底を図るなど権利行使のしやすい職場環境をつくること。
- ③ 介護を理由に退職することなく、安心して働き続けられる介護休暇制度に改善すること。
- ④ 特別養子縁組にかかる監護期間中の子を対象とする育児休業については、対象年齢を6歳まで拡大し、取得期間については特別養子縁組（監護期間・実習期間を含む）を開始してから3年間までとすること。

【5】福利厚生事業および労働安全衛生等に関する要求

- ① 地公法42条に基づく福利厚生事業の拡充を図ること。廃止された福利厚生施設の復活も含めて充実させること。
- ② 優秀な人材の確保、青年・若手職員の生活改善のため、奨学金の借り換え制度を新設すること。
- ③ 定期健康診断については、安上がりの委託ではなく、使用者責任で職員の健康管理体制の充実を図ること。また、職員診療所を復活すること。
- ④ 人間ドックの内容の充実、希望者が全員受診できるよう枠の拡大を図るとともに、本人の費用負担を軽減すること。55才以上の職員に対する人間ドックの受診要件は、他年齢職員と平等に取り扱うなど、内容を充実させること。
- ⑤ 職員の健診結果を注視し、実態把握や原因解明に向けて、職員の健康対策を講じること。出向・派遣職員の健康実態等も把握し対策を講じること。
- ⑥ 労働組合も含む第三者委員会を設置するなど、セクハラ、パワハラなどハラスメント防止対策を拡充し、ハラスメントのない働きやすい職場環境と労働条件の改善を図ること。
- ⑦ 脳ドック、ストレスドッグ等の助成を希望する職員全員に拡大すること。定期健康診断において、検査項目に近見視力、歯科検診、骨密度検査を加えること。女性検診を毎年実施することとし、経過観察を指示された職員は必ず毎年受診の対象とすること。

【6】執務環境等に関する要求

- ① 職員の安心・安全の確保、利便性の向上のため、大災害時に防災拠点にならない咲洲庁舎から即時撤退し、大手前庁舎西館跡地周辺に集約庁舎を建設すること。老朽化した庁舎や執務室の耐震対策など安全衛生の向上を図り、安心して職務に専念できる職場環境の改善を図ること。
- ② 執務室スペースについては、課ごとに職員・非常勤職員等を算定し、当面「一人5㎡基準」を厳守し、その算定基準に会議室、書架、応接スペース等は含めないこと。
- ③ 本庁舎のすべての建物とすべての府民センターに食堂を設置するとともに、内容の充

実を図ること。

【7】 専門部及び各支部要求についても誠意をもって実現すること。

【8】 大阪府として次の事項を実現するよう要望します。

(1) 府民の命と安全、暮らしと営業を支える府政の実現

- ① 大阪府として、非核大阪府宣言を行い、大阪湾への核艦船の入港を認めないこと。
- ② カジノ・万博、リニアなど、ムダと浪費・不要不急の大型公共事業を凍結・中止し、生活密着型の公共事業展開による中小企業への発注率を上げるとともに、福祉・医療・教育など、府民が安心して暮らせる行財政運営を行うこと。
- ③ ブラック企業を規制し、リストラ規制や雇用対策、中小企業の相談啓発活動を充実するため、関係事務所の組織体制の強化をはかるとともに「ブラック企業規制条例」「中小企業振興条例」を制定すること。公契約条例を制定し、公正な賃金等の確保、適切に処遇するよう指導すること。
- ④ 大阪府として介護基盤の整備を行うとともに、保険料・利用料の軽減制度を実施する市町村に対して支援すること。障がい者の生活実態を把握し、負担軽減の減免措置を行うこと。応益負担の廃止など抜本的な改善を行うこと。
- ⑤ 公共的要素の強い福祉・教育・医療関係労働者が安心して仕事に専念し働き続けられる賃金水準を確保するため、公民較差是正の保障制度を復活させること。
- ⑥ 大阪府各種医療費助成制度（老人・障がい児者・ひとり親・乳幼児）の改悪は行わず、さらに充実させること。国民健康保険の府下統一化は行なわないこと。
- ⑦ 府立高校統廃合を行わず、30人学級を行うこと。私学助成制度の改悪は撤回すること。
- ⑧ 「事務事業評価システム」は、情報提供・公開し、府民要求を正しく施策に反映できるシステムとすること。建設事業再評価は、民主的・総合的・科学的に行うとともに、費用対効果で疑問の多い大型プロジェクトは再評価し直すこと。府民本位の公共事業推進のため、制限付き一般競争入札の充実、ペナルティ強化などを行うとともに、透明性を高めるための施策を講じること。
- ⑨ 府営住宅の市町村移管は行わず、改善と建設をすすめる。府営住宅の管理は直営に戻すこと。当面、各管理センターの人員増等管理体制と機能を充実させること。また、家賃の値上げや家賃減免制度の改悪や、入居制限を行わないこと。
- ⑩ 保健所の医師や保健師、監視員など専門職を確保し、住民の健康要求に応えられるように保健所機能を拡充強化すること。中核市移行に伴う市保健所への予算と人員配置など、円滑に運営できるよう府として必要な措置を講じること。
- ⑪ 国際児童文学館については、府議会附帯決議をふまえ、機能を充実させること。図書館については、市場化テストや指定管理制度を中止し、府立図書館としての役割を果たし府民が利用しやすい施設として充実を図ること。大阪府文化振興条例にもとづき現在の文化施設を充実させ、大阪文化の発展に寄与すること。
- ⑫ 第3次救命救急体制の整備予算の削減を中止し、泉州救命救急センターと中河内救命救急センターは大阪府の責任で運営すること。また、運営費負担金を復活して強化すること。
- ⑬ 南海トラフ型等の大地震に備えて、災害時の避難誘導、避難場所や施設等を確保すること。また、住民の安全と生命を守るため、地域防災計画の具体化をはかること。

(2) 組織・機構について

- ① 公務員を「全体の奉仕者」と定める憲法の規定にも違反し、もの言わぬ府職員づく

りをめざす「職員基本条例」、「政治活動制限条例」、「労使関係条例」を廃止すること。

- ② 天下り人事を中止するとともに、いわゆる「知事5原則」（天下り人事は好ましくない・抑制に努める・地方自治擁護、住民福祉を低下させない・内部職員との均衡を図る・職員の人材育成に努める）を厳守すること。また、部長は公募ではなく、職員から登用すること。
- ③ 大幅な人員削減を前提とした組織機構の改編、府民サービスの低下につながる民間委託、指定管理者制度の導入や独立行政法人化を行わないこと。「公の施設」を府立直営に戻し、公的責任を果たすこと。
- ④ 市町村への権限移譲については、十分な検討と予算・体制を保障し、行政水準の低下を招くことのないよう府としての責任を果たすこと。
- ⑤ 危機管理対策は、大阪府国民保護計画など有事を想定したものでなく、大阪府の防災対策計画の検証を行うとともに、災害に強いまちづくりや住民本位の安全と予防を最優先したものに具体化を図ること。
- ⑥ 人事管理強化や特定団体等のための研修は中止し、憲法と地方自治法にもとづき、住民本位の行政や能力向上、人間的成長に役立つ研修を行うこと。また、職員研修所の民間委託を中止すること。
- ⑦ 府立5病院が高度専門医療・政策医療の役割を担い、医療水準を低下させないよう府直営に戻すこと。当面は、運営費負担金を大幅に増額すること。
- ⑧ 大阪健康安全基盤研究所、府立環境農林水産総合研究所、大阪産業技術総合研究所が府民の安全といのちを守り、暮らしと営業を支える試験・研究機関としての役割を果たすために、十分な運営費負担金を保障し、大阪府として責任をもって対応すること。

以上